

春の感染拡大防止に向けた 道民の皆様へのお願い

令和4年4月18日 北海道

- 感染力が強いとされるBA.2系統への置き換えりが懸念される中、感染の急拡大を防いでいくため、道民の皆様に特にご協力をお願いする(3つのお願い)を定めました。
- 引き続き、感染状況等について慎重にモニタリングを行いながら、機動的に必要な対応を検討していきます。

道民の皆様をお願いする3つの行動

その他事業者等の方々への要請・イベント

道民の皆様をお願いする3つの行動

(特措法第24条第9項による要請)

1 普段から

- 三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気を徹底しましょう。
- 混雑している場所や感染リスクの高い場所ではできる限り避けて行動しましょう。
- 普段会わない方や重症化リスクの高い方と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底しましょう。
- 他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えましょう。

2 飲食では

- 短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用しましょう。
- 特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底しましょう。
- 北海道飲食店感染防止対策認証店等を利用し、飲食店等の感染防止対策に協力しましょう。
- 飲食店等では、感染防止対策チェックリスト項目を遵守しましょう。
- 北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得しましょう。(協力依頼)

3 感染に不安を感じる時は

- ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受けましょう。(無症状の方に限ります。)
- 発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、医療機関を受診しましょう。

その他事業者等の方々への要請

(特措法第24条第9項による要請)

- **職場においては、業種別ガイドラインを遵守しましょう。**

高齢者施設、保育所、認定こども園等において

- 職員の体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保しましょう。
- 感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮しましょう。
- 高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底するとともに、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制を確保しましょう。
- 保育所、認定こども園等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底しましょう。

学校において

- 衛生管理マニュアルに基づき、感染防止対策を校内で改めて確認するとともに、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、感染防止対策を講じてもなお、感染リスクが高い活動は実施を慎重に検討しましょう。
 - 宿泊を伴う教育活動(修学旅行、宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施しましょう。
 - 部活動は、活動(時間、人数、場所、内容)を厳選して、感染防止対策を徹底の上実施し、これによりがたい場合は休止しましょう。
また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、対外試合等は、各競技団体等の感染防止ガイドラインに基づき対策を徹底の上、実施しましょう。
- 大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応しましょう。
また、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底しましょう。

イベントの開催についての要請

(特措法第24条第9項による要請)

人数上限は、人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とします。(両方の条件を満たすことが必要)

感染防止安全計画	人数上限	収容率	
策定なし	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
		大声あり	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
策定あり	収容定員まで	100%以内(大声なしが前提)	

※1 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当

※2 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)